

チラシ・ポスティング訴訟 全面勝訴確定！

この裁判は、市議会議員の政治団体「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会」のニュースが、自宅ポストに投函されたことにより精神的苦痛を被ったとして、2019年1月にその政治団体が住民に訴えられた民事訴訟です。

ポスティングは、立川や葛飾事件の判決が出た際に「住居侵入」とのみ報じられた結果、「チラシお断り」の意思表示がある場合、集合住宅のエントランスに立入り、集合ポストへの投函は違法行為のように捉えられています。

しかし、今回の一審判決は、

「チラシお断り」でも、エントランスへの立入りは違法ではない。チラシ1枚の投函は、受忍限度内で不法行為ではない。

という画期的な判決でした。それが最高裁特別上告棄却により確定しました。

2019年7月17日の武蔵野簡易裁判所一審判決は、「関係者立ち入り禁止」の表示があったとしても、チラシを配布する目的で集合住宅のエントランスホールに立ち入ることは不法行為にあらず、「チラシお断り」の意思表示がされていても、ポストにチラシを1枚投函することは慰謝料請求に当たらないと原告の訴えを棄却する判決でした。

2020年2月27日の東京地方裁判所控訴審の判決では、一審判決を認め、改めて、「管理組合の意向及び控訴人の意思に反する行為」であっても玄関部分に立ち入ることは「直ちに違法」とは言えず、紙1枚の活動報告の投函は社会通念上受忍限度を超えるものではないとして、控訴を棄却しました。

2020年9月23日、東京高等裁判所上告審は「原判決は正当」として棄却。2021年1月22日、最高裁判所特別上告も「特別上告の事由に該当しない」と棄却、一審請求棄却判決が確定されました。

チラシポスティング訴訟の経緯

- ◆2018年11月20日「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会ニュース no115」発行。12月末にかけて三鷹市内に8万枚を、ボランティア40人によってポスティングを行う。
- ◆11月29日付け、住居侵入による「犯罪者の氏名開示要求」の内容証明が住民から届く。拒否する旨の回答を送付。その後数回にわたり、内容証明でのやりとり。
- ◆2019年1月18日付け武蔵野簡易裁判所に損害賠償請求10万円の訴訟が住民によって提起される。
- ◆7月17日 原告の請求を棄却する旨の判決（内山理裁判官）。
- ◆7月25日 原告は東京地方裁判所に控訴。
- ◆2020年2月27日 控訴棄却判決（金沢秀樹裁判長）
- ◆2020年9月23日 東京高等裁判所上告審棄却判決（野山宏裁判長）
- ◆2021年1月22日 最高裁判所第二小法廷特別上告棄却（菅野博之裁判長）

チラシポスティング訴訟 2.27 控訴審(東京地裁)判決の意義(弁護団コメント)

弁護士 武内更一、遠藤憲一

虎ノ門合同法律事務所

東京都港区虎ノ門 1-12-14 虎ノ門マスターズ 4 階

Tel:03-3503-7714 fax:03-3503-7716

本判決(一審が簡裁でしたので控訴審判決となります)は、共同住宅のエントランスに立ち入り集合郵便受けにチラシ等を投函した行為について、「管理組合」や郵便受けの利用者が明示的に禁止・拒否していても、自治体議員の活動のニュースを投函する目的で、住居部分でなく扉が施錠されていないエントランスに入ることは建造物侵入罪にあらず、郵便受けに紙1枚程度を投函することは、相手に対する民事上の「不法行為」とならないと明確に判断しました。

「立川テント村事件」と「葛飾分譲マンション事件」の最高裁判決は、いずれも住居部分に立ち入り、各住居のドアポストにチラシを投函したという事案につき建造物への立入行為を「建造物侵入罪」としたもので、本判決は「最高裁の判例の事案とは建造物への立入の態様が異なる」とも述べています。

管理組合や相手が禁止・拒絶の意思を示している場合は許されないのかとの懸念も解消されました。

また、本判決は、違法性判断について「社会通念上一般に許容される受忍限度を超える侵害をもたらすものであるか否か」を基準にしていますので、自治体議員の活動に限らず、広く市民のポスティング行為にあてはまると言うことができます。

チラシポスティング裁判最高裁判決を受けて

三鷹市議会議員 野村羊子

私は、2007年に市民運動の活動の中から推されて三鷹市議会議員になりました。いっしょの会ニュースは、今までの4回の選挙のたびに約8万枚のニュースを2回、50人前後のボランティアさんが歩いて配布してきました。18万人もの三鷹市民の皆さんに、思いや活動をお知らせする方法がほかにないからです。

立川や葛飾事件の後、三鷹市内でも、私の関係ではないですが、ポスティングしていたボランティアが警察に突き出されるという事件もあり、ポスティングについての萎縮ムードが広がっていました。

私自身は、立川も葛飾も、個々の住居のドア前まで立ち上がったことを住居侵入ととらえられての判決だと思っていましたから、集合住宅の1階ポストにポスティングすることは問題ではないと考えていました。ですから、「チラシお断り」と書いてあるポストに投函するか否かは、ボランティアさんの判断にお任せしてきました。無理はしないでくださいと伝えてはいます。ボランティアさんによっては、投函しない方もいます。中には管理人さんを説得し、市議会議員のニュースだからと許可を得る人もいます。対応は様々です。

今回、住民からの「犯罪者の氏名を明らかにせよ」との文書を受け取ったときには、いい加減にすまずことはできないと思いました。武蔵野簡易裁判所に少額訴訟で提訴されましたが、きちっと判決を出していただきたいと思い、弁護団を依頼し、普通審理への移行を求めました。結果、「不法行為ではない」との明確な判決をいただきました。

控訴審判決もそれを踏襲し、なおかつ管理組合や本人が「チラシお断り」と明示していても、ニュースを投函することは不法行為ではないと明確に述べていただきました。その後上告、特別上告と続きましたが、最高裁による上告棄却、特別上告棄却の決定に、当たり前なのが認められたと思い、ほっとしています。

2019年の選挙から、公費負担で4000枚まで選挙期間中にニュースが配布できることになりました。4000枚は18万人の選挙区に対しては中途半端な数で、期間中の街頭演説会場では配布しきれず、新聞折り込みにするには少なすぎます。事前にニュースをポスティングしていくことが、市民の皆さんへ活動内容などをお伝えする一番のツールであることは変わりありません。不法行為ではないと判決が確定したことで、今後も継続できるのでよかったと思っています。

当時配布したニュース no115 は、野村羊子といっしょにつくる三鷹の会のHPに掲載しています。